

消費生活センター

消費生活に役立つ講座の開催や

情報の提供などを行っています

相談専用電話番号 228-8100

◆ 講座の開催 ◆

くらしの1日教室

実生活に役立つよう生活に関係の深いテーマについて、専門の講師を招き開催しています

商品テスト教室

日ごろ食べている食品や菓子などを中心とした商品のテスト実習をします



商品テスト教室

◆ 情報・展示コーナー ◆

消費生活に参考となる雑誌、パンフレット、パネルの展示やビデオの貸し出し、視聴もできます



◆ 相談コーナー ◆

電話相談に応じる相談員



商品やサービスについての相談や苦情を受け、皆さんと一緒に考え、解決のためのお手伝いをします。電話でも受け付けています

◆ 出前講座の開催 講師の派遣 ◆

学校や会社、町内会、老人会などの団体で、悪質商法などについて学ぶ講座を希望する場合はご相談ください



計量指導

◆ 計量関係 ◆
商店の計量器の検査や指導などをし、事業者の計量の適正化に努めています

「しまった！契約を解除したい」と思ったとき

- 1** 契約をしたのが営業所以外の場所である

ただし、契約をしたのが営業所であっても、路上などで呼び止められて連れて行かれたり、目的を告げられずに電話などで呼び出されたなどの場合にはクーリング・オフの対象になります。
- 2** 法定の契約書面の交付された日から8日以内である

ただし、業者から受け取った書面にクーリング・オフの告知がない場合は、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能です。
- 3** 代金の総額が3000円以上である

商品を全て受け取り、かつ代金を全額支払ったとき、その総額が3000円未満の場合はクーリング・オフができません。
- 4** クーリング・オフしたいものが指定された商品・役務・権利であること

訪問販売法で指定された商品(55品目)・権利(2種類)・サービス(15種類)について、訪問販売による取り引きをした場合には、クーリング・オフが可能です。ただし、割引会員権・海外旅行会員権など、指定されていないもの場合にはクーリング・オフはできません。また、政令で定められている消耗品は、開封したり、一部でも使用してしまうと、クーリング・オフできなくなることがあります。ただし、業者から受け取った書面にその旨が記されていない場合は、使用してしまってもクーリング・オフが可能です。

クーリング・オフができる
解約の意思を書面で伝える

クーリング・オフ成立

～ でNOの場合はクーリング・オフできません

(記入例)

画面をコピーし保管しましょう

解除(契約)日	平成 年 月 日
申込(契約)日	平成 年 月 日
書面受取日	平成 年 月 日
販売会社名	株式会社
商品名	一式
担当者名	
住所	
氏名	

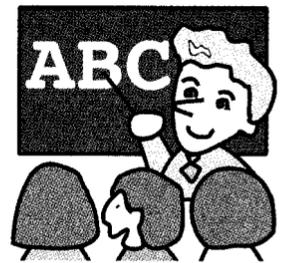
クーリング・オフの記入例

クーリング・オフを行うときは必ず書面で行います。出したことが証明できるように、内容証明郵便を用いるか、はがきの場合はコピーを取ってから簡易書留で出しましょう。

クーリング・オフ期間後でも中途解約できる業種

下記の4業種は、クーリング・オフ期間(8日間)後、中途解約でき、違約金の上限が決められています。

- エステティックサロン
- 外国語会話教室
- 家庭教師派遣
- 学習塾



20才未満の若者(未成年者)が契約する場合は、原則として法定代理人(両親などの親権者、または後見人)の同意が必要です。同意のない契約は、本人または、法定代理人が取り消すことができます。ただし、親からもらった小遣いの範囲内で、買い物をしたときなど、契約を取り消すことが出来ない場合があるので注意が必要です。

